

令和3年
4月1日
から

「このとり支援事業」が変わりました！

「このとり支援事業」とは、お子様の誕生を希望されながらもお子様を授かる事が難しい方に対して、その治療に係る費用の一部を助成する事業です。

鏡野町では、不妊治療や不育治療の充実を図るため、「このとり支援事業」の実施要綱について、令和3年4月1日から**助成対象者や助成回数の条件などの改正**を行いました。

事業の改正点は、大きく以下の3点になります。

改正点① 助成対象者の条件が変わります

鏡野町このとり支援事業実施要綱の改正により、助成対象の条件を以下のとおり変更しました。

〈新たな助成対象の条件〉

- 申請日において、夫婦の双方又はいずれか一方が町内に1年以上継続して住所があること。（夫婦とは、事実婚関係にある方も含みます。）
- この事業に申請する治療に対して、岡山県を除き、他の市町村から同様の助成金等を支給されていないこと。

※上記2件の全てに該当する方が助成の対象となりますが、世帯のどなたかが町民税などの税を滞納されている場合は、助成ができません。ただし、完納すると申請できます。

改正点② 助成回数及び受診年数のリセットができます

鏡野町このとり支援事業実施要綱の改正により、以下の条件のいずれかに該当する場合は、助成回数及び受診年数のリセットができるようになりました。

〈リセットの条件〉

- 出産した場合。
- 妊娠12週以降に死産に至った場合。

改正点③ 審査がいつでもできるようになりました

助成対象者の条件の確認を行うため、申請に係る審査は、申請した年度の6月1日から開始していましたが、令和3年4月からはいつでも審査ができるようになりました。
※申請は、当該治療に係る治療費の支払が完了した日の属する年度の末日までに行ってください。ただし、3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は、翌月15日まで申請が可能です。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：榎本
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

～第11回特別弔慰金の請求を受け付けています～

○特別弔慰金の趣旨

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給されます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者の子

③戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容

額面25万円 5年償還の記名国債

○請求期間

令和5年3月31日まで

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

○請求窓口

鏡野町保健福祉課 (0868) 54-2986

奥津振興センター (0868) 52-2211

上齋原振興センター (0868) 44-2111

富振興センター (0867) 57-2111

※請求者が居住する市町村になります。

特別弔慰金は、ご遺族を代表するおひとりが受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。